

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第9号 宇治市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
 (行政経営課) ... 2
- 条例第10号 宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例
 (総務課) ... 2
- 条例第11号 宇治市市税条例等の一部を改正する条例
 (市民税課) ... 2
- 条例第12号 宇治市火災予防条例の一部を改正する条例
 (予防課) ... 4
- 条例第13号 宇治市豊かな森を育てる基金条例
 (農林茶業課) ... 4
- 条例第14号 宇治市企業立地促進条例の一部を改正する条例
 (産業推進課) ... 5
- 条例第15号 宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例
 (住宅課) ... 5
- 条例第16号 宇治市まちづくり審議会設置条例
 (都市計画課) ... 6
- 条例第17号 宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るた
 めのまちづくりに関する条例の一部を改正する条例
 (都市計画課) ... 7
- 条例第18号 宇治市風致地区条例の一部を改正する条例
 (歴史まちづくり推進課) ... 7
- 条例第19号 宇治市屋外広告物条例の一部を改正する条例
 (歴史まちづくり推進課) ... 7
- 条例第20号 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正
 する条例..... (建築指導課) ... 7
- 条例第21号 宇治市介護保険条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) ... 10
- 条例第22号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 (国民健康保険課) ... 11
- 条例第23号 宇治市立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例
 (学校教育課) ... 12
- 条例第24号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 (国民健康保険課) ... 12
- 条例第25号 宇治市市税条例の一部を改正する条例
 (市民税課) ... 12

公 営 企 業

- 公告第8号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定..... 15
- 公告第9号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定..... 15

条 例

宇治市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第9号

宇治市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
宇治市ふるさと応援基金条例(平成20年宇治市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の3号を加える。

- (4) 観光振興のための事業
- (5) 未来を担う子どもたちを育むための事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条のまちづくりに関する事業

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第10号

宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例
宇治市個人情報保護条例(平成19年宇治市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「の規定」を「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定」に改める。

第31条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第32条第1項第1号及び第2号中「第28条」を「第29条」に改める。

第43条第1項第2号中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

(揭示済)

宇治市市税条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第11号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例

(宇治市市税条例の一部改正)

第1条 宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年宇治市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、宇治市市税条例第8条、第10条、第22条及び第87条の改正規定、同条例第87条の2を同条例第87条の

3とし、同条の次に6条を加える改正規定、同条例第87条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第88条から第90条まで及び第92条から第97条までの改正規定を削り、同条例附則第21条の2の改正規定を次のように改める。

附則第21条の2第1項の表以外の部分中「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表第89条第2号アの項中

「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同

条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「規定中」を「同条の規定中」に、

「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条のうち、宇治市市税条例附則第21条の2を同条例附則第21条の7とし、同条例附則第21条の次に5条を加える改正規定を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 宇治市市税条例の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「、第74条」を「、第74条、第87条の7第1項」に改め、同項第2号及び第3号中「第105条第1項」を「第87条の7第1項の申告書、第105条第1項」に改める。

第22条中「、100分の12.1」を「、100分の8.4」に改める。

第87条を次のように改める。

(軽自動車税の納税義務者等)

第87条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

第87条の2を第87条の3とし、同条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第87条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第87条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第87条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第87条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第87条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第87条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第96条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要があると認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が定める。

第87条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第87条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第88条の見出しを「(種別割の課税免除)」に改め、同条中「、軽自動車税」を「、種別割」に改める。

第89条の見出しを「(種別割の税率)」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

⑦ 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

⑧ 三輪のもの 年額 3,900円

⑨ 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

⑦ 農耕作業用のもの 年額 2,400円

⑧ その他のもの 年額 5,900円

第90条の見出しを「(種別割の賦課期日及び納期)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第92条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第93条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項本文及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第87条第2項」を「第87条の2第1項」に改める。

第94条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第87条第2項」を「第87条の2第1項」に改める。

第95条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「を必要」を「の必要がある」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第96条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「に対しては、軽自動車税」を「のうち必要があると認めるものに対しては、種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号本文中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第97条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第87条の2」を「第87条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「、あわせて」を削り、同条第6項中「所有」を「所有しない」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項前段中「き損し」を「毀損し」に改め、同項後段中「き損」を「毀損」に改める。

附則第21条の2の見出し中「税率」を「種別割の税率」に改め、同条第1項の表以外の部分中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「に係る」を「の種別割に係る」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(イ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(イ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第21条の2第2項から第4項までを削り、同条を附則第21条の7とし、附則第21条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第21条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第21条の3 市長は、当分の間、第87条の9の規定にかかわらず、京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第21条の4 第87条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第21条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として京都府に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第21条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

第3条のうち、宇治市市税条例の一部を改正する条例（平成26年宇治市条例第21号）附則第6条の表の改正規定中

附則第21条の7第1項	附則第21条の7
附則第21条の7第1項の表第2号ア(イ)の項	附則第21条の7の表第2号ア(イ)の項
附則第21条の7第1項の表第2号ア(イ)aの項	附則第21条の7の表第2号ア(イ)aの項
附則第21条の7第1項の表第2号ア(イ)bの項	附則第21条の7の表第2号ア(イ)bの項

に改める。

附則第1条各号列記以外の部分中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第2条中宇治市市税条例附則第21条の2の改正規定及び附則第4条第1項の規定 平成29年4月1日

附則第2条第4項中「第2条」を「第2条の2」に改める。

附則第4条第2項中「第2条」を「第2条の2」に、「平成

29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第2条」を「第2条の2」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

第4条 第2条の規定による改正後の宇治市市税条例附則第21条の2の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第12号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例

宇治市火災予防条例（昭和48年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（消防法等に違反する防火対象物の公表）

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の当該防火対象物に係る防火の安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等に係る設置の状況が、法、令又はこれらに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市豊かな森を育てる基金条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第13号

宇治市豊かな森を育てる基金条例

（目的及び設置）

第1条 森林の整備及び保全、森林資源の循環利用並びに森林の多様な重要性について市民の理解を深めることにより、森林の多面的機能を維持し、増進するための施策に要する経費に充てるため、宇治市豊かな森を育てる基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に

限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市企業立地促進条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第14号

宇治市企業立地促進条例の一部を改正する条例

宇治市企業立地促進条例(平成14年宇治市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第15号

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例

宇治市市営住宅条例(平成9年宇治市条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 建替え等に伴う家賃の特例(第28条)」を

「第5節 建替え等に伴う家賃の特例(第28条)

第6節 改良住宅等についての適用除外(第28条の2)

第7節 改良住宅等の入居者の資格等(第28条の3・第28条の4)」

に改める。

第2条第1号ア中「ウにおいて」を「以下」に改め、同号イ中「第29条において」を「以下」に、「いう。」を「いう。」及び同条第3項に規定する改良地区に準ずる地区(以下「改良地区に準ずる地区」という。)において本市が建設する住宅(以下「準改良住宅」という。)(以下「改良住宅等」と総称する。)に改め、同号ウ中「(第29条において「準公営住宅」という。)」を削り、同条第2号中「及び改良法」を「改良法」に、「をいう」を「及び改良地区に準ずる地区に建設される施設で同項に規定する地区施設に準ずるものをいう」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第23条及び」を「第23条又は」に改め、同条中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とする。

第19条第2項第1号中「法第23条第1号イ又はロに掲げる場合において、第5条第3項若しくは第5項又は同条第4項若しくは第6項」を「第5条第3項若しくは第4項(これらの規定を第28条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」又は第28条の4第3項第1号」に改める。

第23条第1項中「若しくは第5項又は同条第4項若しくは第6項」を「若しくは第4項(これらの規定を第28条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」又は第28条の4第3項第1号」に改める。

第3章に次の2節を加える。

第6節 改良住宅等についての適用除外

第28条の2 第4条、第5条(第1項第3号を除く。)、第7条、第8条、第16条第2項及び第22条第1項第6号の規定は、改良住宅等については、適用しない。

第7節 改良住宅等の入居者の資格等

(改良住宅の入居者の資格等)

第28条の3 改良住宅の入居者は、改良法第18条に規定する改良住宅に入居させるべき者でなければならない。

2 第5条(第1項第3号を除く。)の規定は、前項に規定する改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「法第23条又は第24条第2項」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法第23条又は第24条第2項」と、「法第23条第2号及び第24条第2項」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法第23条第2号及び第24条第2項」と、同条第2項及び第3項中「法第23条第1号イ」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法第23条第1号イ」と、同項中「214,000円」とあるのは「158,000円」と、同条第4項中「法第23条第1号ロ」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法第23条第1号ロ」と、同条第5項中「法第24条第1項」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法第24条第1項」と読み替えるものとする。

3 第4条、第7条及び第8条の規定は、前項の場合において準用する。

(準改良住宅の入居者の資格等)

第28条の4 準改良住宅の入居者は、改良地区に準ずる地区において行われる居住環境の改善事業の施行に伴い、住宅を失った世帯に属する者で、準改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもの(次項から第4項までにおいて「住宅困窮者」という。)でなければならない。

2 第5条第1項(第3号を除く。)の規定は、住宅困窮者が入居せず、又は居住しなくなった場合について準用する。この場合において、同項中「法第23条又は第24条第2項(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定の適用を受ける者(以下「被災居住者等」という。))にあつては、法第23条第2号及び第24条第2項)に掲げる条件に加えて、次の各号」とあるのは「次の各号」と、「第2号、被災居住者等にあつては第1号及び第2号」とあるのは「第2号」と読み替えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、住宅困窮者が入居せず、又は居住しなくなった場合における準改良住宅の入居者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) その者の収入が158,000円を超えていないこと。

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

4 公営住宅及び改良住宅(以下この項において「公営住宅等」という。)の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項(改良法第29条において準用する場合を含む。)の規定による公営住宅等の用途の廃止により当該公営住宅等の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い、住宅困窮者が入居せず、又は居住しなくなった場合における準改良住宅への入居の申込みをしたときは、その者は、前2項に規定する条件を具備する者とみなす。

5 第4条、第7条及び第8条の規定は、第2項及び第3項の場合において準用する。

第29条第1項中「改良住宅及び準公営住宅を除く」を「公営住宅に限る」に改める。

別表第1中

大久保旦棕市営住宅	宇治市大久保町山ノ内3番地の1
-----------	-----------------

を

大久保旦棕市営住宅	宇治市大久保町山ノ内3番地の1
伊勢田ウトロ市営住宅	宇治市伊勢田町ウトロ51番地の28

に改める。

別表第2中

宇治東山市営住宅駐車場	宇治市宇治東山51番地
-------------	-------------

を

宇治東山市営住宅駐車場	宇治市宇治東山51番地
伊勢田ウトロ市営住宅駐車場	宇治市伊勢田町ウトロ51番地の28

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 入居者の募集その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(揭示済)

宇治市まちづくり審議会設置条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第16号

宇治市まちづくり審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として、宇治市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行う。

- (1) 宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例(平成20年宇治市条例第10号。以下「まちづくり・景観条例」という。)の規定により審議会の意見を聴かなければならないとされた事項
- (2) まちづくり・景観条例第65条の規定による表彰に関する事項
- (3) 宇治市屋外広告物条例(平成22年宇治市条例第18号。以下「屋外広告物条例」という。)第30条に規定する事項
- (4) 宇治市風致地区条例(平成26年宇治市条例第33号。以下「風致地区条例」という。)第11条の2に規定する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、まちづくり・景観条例に規定するまちづくり及び景観の形成、風致地区条例に規定する風致の維持並びに屋外広告物条例に規定する屋外広告物及び屋外広告

物を掲出する物件に関する事項(以下「まちづくり等に関する事項」という。)のうち市長が必要であると認める事項
2 前項に定めるもののほか、審議会は、まちづくり等に関する事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、まちづくり等に関する事項について専門的な知識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

3 特別の事項について調査及び審議をさせるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

4 専門の事項について調査をさせるため必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。

5 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項についての調査及び審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

4 専門委員は、その者の委嘱に係る専門の事項についての調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり支援担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(会議の特例)

2 この条例の施行後最初の審議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(揭示済)

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第17号

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例の一部を改正する条例

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例(平成20年宇治市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条第4項中「、まちづくり審議会」を「、宇治市まちづくり審議会設置条例(平成29年宇治市条例第16号)第1条に規定する宇治市まちづくり審議会(以下「まちづくり審議会」という。)」に改める。

第10条第2項中「、宇治市都市計画審議会」を「、宇治市都市計画審議会条例(平成12年宇治市条例第19号)第1条に規定する宇治市都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)」に改める。

第14条第4項中「宇治市都市計画審議会」を「都市計画審議会」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市風致地区条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第18号

宇治市風致地区条例の一部を改正する条例

宇治市風致地区条例(平成26年宇治市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の2条を加える。

(まちづくり審議会の意見の聴取)

第11条の2 市長は、風致の維持に関する重要な事項について必要があると認めるときは、宇治市まちづくり審議会設置条例(平成29年宇治市条例第16号)第1条に規定する宇治市まちづくり審議会の意見を聴くことができる。

(風致に関する相談員)

第11条の3 市長は、風致の維持のために必要な情報を収集し、又は専門的な助言を聴くため、風致に関する相談員を置く。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市屋外広告物条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第19号

宇治市屋外広告物条例の一部を改正する条例

宇治市屋外広告物条例(平成22年宇治市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「審議会」を「まちづくり審議会」に改め、同条中「の規定による表示」を「に規定する表示」に、「、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例(平成20年宇治市条例第10号)第7条第1項」を「、宇治市まちづくり審議会設置条例(平成29年宇治市条例第16号)

第1条」に、「の意見」を「(以下「審議会」という。)の意見」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に定めるもののほか、広告物等に関する重要な事項について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(広告物等に関する相談員)

第30条の2 市長は、広告物等に関して必要な情報を収集し、又は専門的な助言を聴くため、広告物等に関する相談員を置く。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第20号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例(平成12年宇治市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「並びに」に、「の規定に基づく」を「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)の規定に基づく」に改める。

第2条第4項中「の規定」を「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の規定」に改める。

別表第3第1号中「次の表に掲げる当該住宅の」を「当該住宅に係る次の表に掲げる」に改め、「又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)」を削り、「及び次号」を「、次号及び第3号ア」に改め、同表第2号中「次の表に掲げる当該建築物の」を「当該建築物に係る次の表に掲げる」に改め、同表第3号ア中「低炭素建築物新築等計画の認定の基準に適合する旨を登録建築物調査機関又は登録建築物調査機関と同等の当該基準に係る審査能力を有し、かつ、審査について中立性を有すると市長が認める者が証する書類(以下この号において「適合証」という。)」を「適合証」に改め、同号イ中「233,000円(適合証)」を「233,000円(低炭素建築物新築等計画の認定の基準に適合する旨を建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。))が証する書類(以下この号において「適合証」という。))」に改め、同表第5号中「当該各号」を「これらの号」に、「、別表第1第1号の2」を「、同表第1号の2」に改める。

別表第4の備考以外の部分を次のように改める。

別表第4(第2条関係)

手数料の種類	手数料の額	
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額	
	300平方メートル未満のもの	231,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円

	<table border="1"> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>533,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>657,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td>776,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td>885,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td> <td>1,104,000円</td> </tr> </table>	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円	50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円				
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円														
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円														
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円														
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円														
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円														
(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)に係る完了検査申請手数料又は完了検査通知手数料	<p>建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表に定める額に、別表第1第4号に規定する額を加算した額</p> <table border="1"> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>108,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>141,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td>169,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td>199,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td> <td>257,000円</td> </tr> </table>	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円	50,000平方メートル以上のもの	257,000円				
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円														
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円														
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円														
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円														
50,000平方メートル以上のもの	257,000円														
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	<p>建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額</p> <table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>231,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>374,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>533,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>657,000円</td> </tr> </table>	300平方メートル未満のもの	231,000円	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円						
300平方メートル未満のもの	231,000円														
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円														
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円														
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円														
					<table border="1"> <tr> <td>000平方メートル未満のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td>776,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td>885,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td> <td>1,104,000円</td> </tr> </table>	000平方メートル未満のもの		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円	50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円		
000平方メートル未満のもの															
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円														
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円														
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円														
(4) 一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(第7号に規定するものを除く。)					<p>当該住宅に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額</p> <table border="1"> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td>35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第8号及び第9号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル以上のもの</td> <td>39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> </table>	200平方メートル未満のもの	35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第8号及び第9号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)	200平方メートル以上のもの	39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)						
200平方メートル未満のもの	35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第8号及び第9号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)														
200平方メートル以上のもの	39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)														
(5) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合を含					<p>当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅の用途に供する部分の床面積の合計</p> <table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>201,000円(適合証が添付されている場合は、46,000円)</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>287,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td>556,000円(適合証が添付されている場合は、123,000円)</td> </tr> </table>	300平方メートル未満のもの	71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円(適合証が添付されている場合は、46,000円)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	287,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	556,000円(適合証が添付されている場合は、123,000円)
300平方メートル未満のもの	71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)														
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)														
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円(適合証が添付されている場合は、46,000円)														
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	287,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)														
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	556,000円(適合証が添付されている場合は、123,000円)														

む。)に限る。
(第7号に規定するものを除く。)

25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	987,000円(適合証が添付されている場合は、187,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,818,000円(適合証が添付されている場合は、284,000円)

イ ア以外の部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	233,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類(以下この号及び第9号イにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、10,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	537,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	661,000円(適合証が添付されている場合は、130,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	781,000円(適合証が添付されている場合は、164,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	891,000円(適合証が添付されている場合は、205,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,111,000円(適合証が添付されている場合は、287,000円)

(6) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(当該建築物のうち住宅の用途に供する部分

当該住宅の用途に供する部分の数に、当該部分の床面積の合計の第4号の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額を乗じた額

(共用部分を除く。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合に限る。)

(7) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう併せて申し出る場合に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

第4号及び第5号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号に規定する額(構造計算適合性判定を要する建築物である場合は、同表第1号の2に規定する額)を加算した額

(8) 一戸建ての住宅に係る建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

当該住宅に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額

200平方メートル未満のもの	35,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)
200平方メートル以上のもの	39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)

(9) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額
ア 住宅の用途に供する部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円(適合証が添付されている場合は、46,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	287,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	556,000円(適合証が添付されている場合は、123,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	987,000円(適合証が添付されている場合は、187,000円)
50,000平方	1,818,000

メートル以上のもの	円(適合証が添付されている場合は、284,000円)
イ ア以外の部分の床面積の合計	
300平方メートル未満のもの	233,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	537,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	661,000円(適合証が添付されている場合は、130,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	781,000円(適合証が添付されている場合は、164,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	891,000円(適合証が添付されている場合は、205,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,111,000円(適合証が添付されている場合は、287,000円)

別表第4の備考第1項各号列記以外の部分中「第3号」を「第6号」に、「第5号及び第6号」を「第8号及び第9号」に改め、同項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 適合性判定及びその完了検査を受ける場合(次号に掲げる場合を除く。)当該適合性判定に係る建築物の床面積
- (2) 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して適合性判定を受ける場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により軽微な変更に係ることを証する書面の交付を求める場合 当該変更に係る部分の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

別表第4の備考第4項各号列記以外の部分中「第1号及び第2号並びに第5号及び第6号」を「第4号及び第5号並びに第8号及び第9号」に改め、同項第2号イ中「(平成28年国土交通省令第5号)第3条第2項」を「第25条第2項」に改め、同項を同表の備考第5項とし、同表の備考第3項中「第1条第2号イ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第5号及び第6号」を「第8号及び第9号」に、「第5号」を「第8号」に、「第6号」を「第9号ア」に改め、同項を同表の備考第4項とし、同表の備考第2項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(

平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第8条第1号イ(2)」を「基準省令第10条第1号イ(2)」に、「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に、「第2号及び第6号」を「第5号及び第9号」に改め、同項を同表の備考第3項とし、同表の備考第1項の次に次の1項を加える。

- 2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合することにより適合性判定を受ける場合における第1号の規定の適用については、同号中「231,000円」とあるのは「89,000円」と、「374,000円」とあるのは「148,000円」と、「533,000円」とあるのは「240,000円」と、「657,000円」とあるのは「313,000円」と、「776,000円」とあるのは「376,000円」と、「885,000円」とあるのは「442,000円」と、「1,104,000円」とあるのは「572,000円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第21号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例(平成12年宇治市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号ア中「合計所得金額(」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(」に改め、同条第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成29年度における保険料率の特例)

- 3 平成29年度における保険料率は、新条例第4条及び宇治市介護保険条例附則第11条の規定にかかわらず、平成29年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第20条第1項第1号に掲げる者 28,040円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 37,380円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 43,610円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 49,840円